

## 理 由

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、漁業経営の改善を図ろうとする者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付け、漁業権の移転の特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。